

香川縣市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則
 で定める金額を定める規則

平成19年2月23日

規則第3号

改正	平成20年7月29日	規則第9号
	平成22年3月31日	規則第8号
	平成23年5月26日	規則第5号
	平成24年3月30日	規則第6号
	平成27年3月31日	規則第4号
	平成28年3月31日	規則第2号
	平成29年3月31日	規則第6号
	平成30年3月30日	規則第4号
	平成31年3月29日	規則第4号
	令和2年3月31日	規則第2号
	令和3年3月31日	規則第1号
	令和4年3月31日	規則第4号
	令和5年3月31日	規則第8号
	令和6年3月29日	規則第4号
	令和7年3月31日	規則第7号

香川縣市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。

介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態の区分	1 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が177,950円を超えるときは、177,950円)
	2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた	月額85,490円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては介護に要する費用として支出された額)

	日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が85,490円以下であるときに限る。)	
随時介護を要する状態の区分	1 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が88,980円を超えるときは、88,980円)
	2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が42,700円以下であるときに限る。)	月額42,700円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては介護に要する費用として支出された額)

附 則

- この規則は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- 平成18年4月1日からこの規則の施行の日までに、香川県市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例(平成19年条例第7号)による改正前の香川県市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づいて介護補償を支給された者で改正後の香川県市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例(以下「新条例」という。)及びこの規則の規定による介護補償を受けることとなるものについては、旧条例の規定に基づいて支給された介護補償は、新条例及びこの規則の規定による介護補償の内払とみなす。

附 則(平成20年7月29日 規則第9号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規則による改正後の香川県市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則は、平成 20 年 4 月 1 日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日 規則第 8 号）

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の香川県市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則は、平成 22 年 4 月 1 日以後の介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

附 則（平成 23 年 5 月 26 日 規則第 5 号）

- 1 この規則は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の香川県市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則は、この規則の施行の日以後の介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日 規則第 6 号）

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の香川県市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則は、平成 24 年 4 月 1 日以後の介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日 規則第 4 号）

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の香川県市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則は、平成 27 年 4 月 1 日以後の介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日 規則第 2 号）

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の香川縣市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則は、平成 28 年 4 月 1 日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日 規則第 6 号）

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の香川縣市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則の規定は、平成 29 年 4 月 1 日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日 規則第 4 号）

- 1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の香川縣市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則の規定は、平成 30 年 4 月 1 日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日 規則第 4 号）

- 1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の香川縣市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則の規定は、平成 31 年 4 月 1 日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日 規則第 2 号）

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の香川縣市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則の規定は、令和 2 年 4 月 1 日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日 規則第 1 号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の香川縣市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の規定は、令和3年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月31日 規則第4号）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の香川縣市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の規定は、令和4年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月31日 規則第8号）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の香川縣市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の規定は、令和5年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月29日 規則第4号）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の香川縣市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の規定は、令和6年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月31日 規則第7号）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の規定は、令和7年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

